

「戦争法案」の強行採決に強く抗議する

本日参議院本会議で、違憲である「戦争法案」が強行採決された。

わたしたちは、少年法や児童福祉法、そして教育法など子どもの育ちを支える法制度を学び生かすための市民団体である。教育基本法・児童福祉法・少年法はいずれも、日本国憲法下で子どもの育ちを支援する法として抜本的に改定制定された。だが、子どもの育ちを支える法律が次々と改悪され、今回は明確に違憲と指摘された「戦争法案」が強行採決された。これにより「集団的自衛権」の名のもとに再び「戦争のできる国」になってしまった。

この「戦争法案」は、6月4日の衆院憲法審査会において参考人としてよばれた憲法研究者3名（与党推薦含む）全員が「違憲」と断定したが、それ以後も各メディア調査でも憲法研究者の9割以上が違憲とした。にもかかわらず衆議院で強行採決。だが、この強行採決後も戦争法案の反対の意思を表明する人々は更に増え、与党支持者の間からも異論が続出、あらゆる層に広がり、デモ・集会が続いた。8月30日には国会前で12万人もの人々が抗議行動を行った。世論調査においてはさらに「反対」がふえ、「今国会で成立させるべきではない」を含めると約7割にも上った。しかも参議院段階では、法案提案者自身が述べていた立法事実すらないことも明らかになったのである。

だが数にものを言わせた与党は、参議院特別委員会で衆議院以上に強硬で異常な手続をもって17日強行採決（速記録では「発言する者多く議場騒然、聴取不能」で終わっており、採決に関しては記録されていないので、そもそも採決に効力があるのか疑問）後、本日参議院本会議で強行採決した。

そもそも安倍内閣は、2014年7月1日、それまでの内閣の正式解釈を強引に変更して「集団的自衛権は合憲」と閣議決定。本年2015年4月27日には現行の安保条約の枠組みも超える「グローバルな日米同盟」をうたうため「日米防衛協力のための指針」を「改訂」。それに沿って「(この)法案は夏までに成立する」とアメリカ上下院議員の前で演説した。さらに参議院段階では自衛隊で、2015年夏法案成立を前提にした内部資料を作成していたことも判明した。いうまでもなく唯一の立法機関は国権の最高機関、国会である。あたかも主権は安倍内閣にあるかのような上記動きは、主権在民をないがしろにし、手続的にも立憲主義を踏みにじるものである。

法案の内容も日本国憲法9条に明確に反するものであり、内容的にも立憲主義に反すると断定されるこの法案の問題点は、さまざまどころから指摘されているとおりである。

既に衆議院での強行採決に対する抗議声明でも触れたが、今回の戦争法案審議で明確になったのは、「戦後レジームからの脱却」を唱える安倍内閣の本音である。それは「日本国憲法体系を破壊」し「立憲主義を破壊」する、ということである。それは、いやいやながら出した安倍戦後70年談話でも読み取れる。ここでは植民地支配・侵略・反省・おわびの4タームは入っているが、前2者に関し「日本」という言葉は出てこず主語は不明、後2者は歴代の首相談話を引用しただけで自己の言葉ではない。

子どもの育ちで一番大切なことは、平和的生存権保障の下で生きられる環境である。わたしたちは、殺されない権利と共に殺さない権利も有している。本法案は、日本国憲法前文と9条を破壊するばかりか子どもが豊かに育ち得る環境も壊すものである。断じて許されない。

今回戦争法案に危機感を抱いた市民はあらためて日本国憲法を学び直した。私たちも同じである。

私たちは、本法案の違憲性をさらに追及、そして更なる「壊憲」を許さないため、あらゆる行動をとることを宣言する。

2015年9月19日

子どもの育ちと法制度を考える21世紀市民の会（「子どもと法・21」）